

てまいりましたが、今回もこれらの観点から質問させていたきたいと思えます。

五月六日、消防庁長官名で各都道府県知事に対して「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について」という通知が発出されています。今回の東日本大震災による災害の特徴として津波による被害が甚大であることなどを挙げた上で、各自治体に防災体制の緊急点検を求めるものです。

この緊急点検を行う際の留意点の中に、津波に関する避難指示等の住民への伝達体制についてという項目があり、この項目では、基準の速やかな策定、作成している場合はその見直し、そして住民への迅速かつ確実な伝達といったことを留意点としています。

しかし、この点に關しましては、昨年十一月十一日の当委員会でも質問させていただきましたが、策定方法が分からないから策定しないという団体もまだ残されているという実態がございます。国としては既にガイドラインを作成してそれを周知しているからそれで十分だという考えかもしれませんが、いま一度大臣のお考えを聞かせてください。

国務大臣（片山善博君） 消防行政に関する基本的な仕分といえますが仕組みのお話がありましたが、私は、基本的には、住民の皆さんに最も大

吉川沙織君 民主党の吉川沙織です。どうぞよろしく願っています。

今般の東日本大震災の対応において、消防機関の果たしている役割の重要性、改めて認識をされました。この消防体制を整備するのは一義的には自治体の役割ではあると思います。しかし、それは、国が消防行政に責任を負わなくてよいということでは決してございません。むしろ、この大震災を契機として、国を挙げて国民の生命の安心、安全を守るため、国の消防行政の在り方について真正面から向き合う必要があることが再確認されたと言えるのではないかと思っています。

野党時代から一貫して機会あることに消防予算や体制の充実、在り方、課題について質疑を行う

切で最も必要な防災、その中心に消防がありますけれども、これはやはり市町村が担うのが適当だと思いますし、今そうなっております。市町村が住民の皆さんの安全のことを考えて常日ごろ消防体制、防災体制をしいていただきたい。それを国は支援をする、応援をするということが基本になります。

その支援の仕方としては、財政の支援もありますし、それから知識、他の自治体の経験などを伝達するということもありますし、助言もあります。これが基本だろうと思います。別途、最近では国が主体性を持って、例えば緊急消防援助隊の編成でありますとか国際消防援助隊など、こういうこともやっておりますが、基本的には市町村だと思います。

そういう上で、例えば津波のおそれがある場合の避難勧告等の発令基準などについて今どうなっているのかといいますと、全国の市区町村でまだ三割以上のところが策定していないということもありまして、こういうのは是非市町村が主体的に取り組んでいただきたいと思っております。

こういうのを作ってくださいと言つのは簡単なんですけれども、それをそのまま真に受けて引き写したのではほとんどその実効性がないもので、き上がってしまいますから、是非主体的に自分の問題として取り組んでいただきたい。その際に、

問題意識を持って、例えば分からないとか、そういうことがありましたら当然県や国が助言をいたしますけれども、まずは第一義的には市町村が問題意識を持っていただくことが肝心だろうと思えます。

吉川沙織君 去年の答弁とほとんど同じでございましたけれども、もちろん第一義的には自治体が行うべき仕事だと思います。でも、今回の震災のこの大きな津波被害を受けて、国としても一歩踏み込んだ助言や支援、そして積極的な取組を促すことは国としてもつとやるべきことではないかと思われましたので、再度質問させていただきます。

そして、今申し上げた消防庁通知では、避難指示等が確実に住民に伝わるようにすることが指摘されています。去る十二日、本委員会の委員派遣で女川町長からお聞きした中で、避難訓練を実施しても学校関係者以外の住民の参加はほとんど得られないというようなお話がございました。最終的には避難に対する住民の意識の問題になるかもしれませんが、常日ごろから意識を啓発して、実際に訓練を行うておくことが大事なことはないかと思えます。

これは先ほど大臣からも御答弁いただきましたように、住民に最も身近な基礎自治体を取り組むべき課題ではありますが、国としても、例えば政

府広報等でもつと避難に関する啓発を促進するですとか、また自治体が行う避難訓練について特別交付税等で財政措置をするといったことも新たに検討してもいいのではないかと思います。御見解をお聞かせください。

国務大臣(片山善博君) 避難訓練というのは本当に重要だと思います。私も自治体の長をやっております、実際にいろんな訓練をやっていたかそうでないかによって随分いざというときに初動対応が違つということも自分でも経験しております、本当に避難訓練を含めた訓練というのは重要だと思います。

それは本当に自分の問題として、人から頼まれたとかお金ももらえるからとかじゃなくて、本当に自分の問題として、住民の皆さんのために自治体は取り組むべきだと思います。そのための基礎的な財源というのは既に普通交付税の基準財政需要額の中に反映されているはずでありますので、財源的には私は問題ないと思えます。

特別交付税が対象になつてもらえないからやりませ、対象にならないんならやりませんという、そういう姿勢では、私はこの種の問題というのは自治体の姿勢としては良くないと考えております。ちょっと冷たいですけども、一番肝心なのはやはり自治体の問題意識だと思つものですから、こういうことをあえて申し上げている次第であります。

す。

吉川沙織君 確かに、大臣がおっしゃいますとおり、自治体の意識の問題ではあると思います。しかしながら、特に今回の東日本大震災では東北の沿岸部、特に財政力の弱い自治体が甚大な被害を被っているような状況にもありますし、この日本国は震災の国でもありますから、どこでどんな震災が起きるかも分かりません。そんなときに、やっぱり避難に対する啓発、自治体がやるにしても国が何らかの形で後押しするというものは、今財政状況が厳しい中、国としてもやれることはやった方がいいのではないかと思います。

そこで、消防費の在り方について質問させていただきます。

市町村消防費に占める国の補助金の割合、改めて数字で確認をいたしますと、僅か1%程度にすぎません。年度によってもこれはそう変わるものではないですね。このことに関しても野党時代からずっと取り上げてまいりました。しかし、この僅かな補助金でも、国民の生命、身体を守る上では非常に大きな役割を果たしてきたはずであると思います。しかし、それすらも三位一体の改革を発端として削減され続けてきています。これで国の責任を果たしていると言えるのか、今改めて問われていると思います。

この点に関連して、片山大臣、三月二十四日の

当委員会において、「今までいろんな財政の改革の中でこの消防の予算というのは少しずつ切り詰められてきた傾向があることはもう否めないわけですが、いままではこの重要性というものを再評価をして、総務省として今後この分野での予算などの充実に努めてまいりたいと思っております。」と答弁されています。

確かに、一次補正では消防防災関係の予算が六百二十一億円計上されていますが、このほとんどは今般の震災の災害復旧によるものであるため、今後想定される災害に備えた体制の構築を推進するためには、例えば二次補正、それから毎年度の予算でしっかりと措置していく必要があると思います。その際、有するべき視点として、これまではどうちかといえハードに偏ってきた嫌いがある防災対策ですが、ソフト事業にももっと目を向けていくべきだと思えます。社会資本整備のようなハード事業とソフトの事業を両輪で進めることが危機に強い国、災害に強い地域をつくること考えるからです。

昨年十一月十一日の当委員会において、ハザードマップを例にソフト事業の必要性を指摘し、また今避難訓練の重要性についても指摘させていたいただきました。こういった指摘をいたしますと、今年度創設をされました地域自主戦略交付金を活用してほしい旨の答弁、最近の委員会でもありました

けれども、この地域自主戦略交付金は今のところハード事業が対象でソフトには使うことができません。

今後、ソフト事業に対する国の財政支援についてどのようにお考えか、御見解をお願いします。

国務大臣(片山善博君) 消防も含めまして、その補助金の一般財源化というのをかねてやってまいっております。したがって、その補助金自体としては、特にハード事業ですけれども、その額が少なくなっているということは確かであり、ただ、一般財源化をした分は、その分が地方交付税の基準財政需要額の方に算入されており、自治体の方でそれなりの標準的な行政を行うと思いましたが、それはもう地方交付税で確保されているはずであります。そのところの共通認識が必要だろつと思えます。消防もそういっ流れの中で今日まで変遷をしてきております。

今回の地震を経まして、私もやはり消防の施設の整備というのは非常に重要だと改めて認識をいたしました。御指摘のありましたように、一次補正にもかなりの額を計上しましたけれども、これは専らどちらかという減失したものを回復するとか、それが中心でありますので、新たな積極的な整備ということになりますと、今後の予算ということになります。特に二十四年度の予算編成過程においては十分に注意をしたい、これまでとは

ちよつと違った見方をしたいと思っております。

その際、ソフトになりますと、先ほど一般財源化の話をしましたけれども、ソフトの事業というのは総じて、個別の一つ一つの事業を取りますと額の余り大きくない事業が中心であります。そうしますと、これを補助金にしますとどうしても零細補助金になりまして、かねて地方分権改革とか地域主権改革の中で整理して自治体の自主性が発揮できるようにという方向に持ってきたことと反することになってしまいますので、その辺はよく注意をしなければいけない。むしろ、ソフトの経費というのは地方交付税を充実させるということの方で賄う、解決するということの方がトータルとしては賢明ではないかと思えます。

吉川沙織君 今御答弁いただきましたけれども、これは昨年の委員会でも御紹介いたしました、このハザードマップ、これはソフトですけれども、財政面が問題になって、これも策定ができていないというような現状もありますので、もちろんハードの整備も必要ですけれども、ソフトに関しても、零細だとおっしゃいましたが、これも両輪でやっていかないと危機に強い国はつくることができませんので、是非取り組んでいただければと思います。

交付金の関連で続けますと、女川町長は、複雑かつ難しい手続のため時間的なロスが生じている

状態であると指摘をされ、被災地で悪用や流用をする余裕はないから、是非一括交付金措置をしてほしいとお話をされました。女川町長の指摘は、各府省がそれぞれ持っている補助金は煩雑で、災害復旧関連であれば何にでも使える交付金を創設してほしいという趣旨であったものと私は理解をしております。

先ほど申し上げました地域自主戦略交付金の要綱は、予算の移替え等制度の基本的枠組みを定める制度要綱と、補助金等適正化法に基づく手続等を定める各府省の交付要綱から構成されています。従来の補助金よりは使い勝手が良くなっています。各府省の縦割りの側面、全て払拭されているとは言い難いと思えます。各府省の交付要綱も分厚いもので百ページ以上ありましたけれども、これを逐一参照しなければならぬ地域自主戦略交付金のスキームでは、女川町長や各被災地の長の要望におこたえすることはできません。

要は、限りなく一般財源に近い新しい交付金の創設を求めていることだと理解しますが、御見解をお願いします。

国務大臣（片山善博君） これはもうかねて被災地の皆さんから、国の縦割りの補助金ではなくて、復興に当たっては自主性の発揮できる自由度の高い一括交付金のようなものないしは基金を設置してもらいたいということを知っております。

私もかつて被災をした県で行政、復興に当たりましたときに、各省の縦割りの補助金を一つ一つもらに行って決定を受けてということに支障を感じたことを覚えておりますので、被災地の皆さんの今次の要望というのは非常によく分かります。

これはもう復興構想会議でも一つの検討課題として取り上げられておりますから、そこでも検討が進められると思えますけれども、別途政府におきまして、この問題の必要性を私も感じておりますので、関係方面と検討を始めたい、一部省内ではもう検討を始めておりますけれども、検討を始めたいと思っております。

なかなか一朝一夕にはでき上がらないんではないかという、非常な難しさがあるということを現実の問題としては私も認識しておりますけれども、できる限りこれが実現するように努力をしたいと考えております。

吉川沙織君 五月二日の閣議後の記者会見で、総務大臣、今おっしゃった旨のこと、そして、それは早く進めていかなければならないと閣議後の記者会見概要を拝見しましたら載っておりますので、是非、大臣主導、政治主導でやっていただきたいと思えます。

次に、四月十三日の災害対策特別委員会において、被災した自治体の防災行政無線について、故障状況を把握すること、これをいち早く復旧する

こと、その際に国費を投じることの必要性について指摘申し上げます。この質疑から一か月以上経過していますが、現在の防災行政無線の状況について、消防庁長官、お願いします。

政府参考人（久保信保君） 今回の震災によります市町村防災行政無線の被害の状況でございますが、その多く、ほとんどが津波による流失でありますとか津波による水没によるものでございまして、私どもの調査によりますと、現時点で東北、関東地方の六十六の市町村で被害が出ているという状況でございます。

吉川沙織君 第一次補正予算には、消防防災災害復旧費補助金として計二百八十一億円が計上されております。大臣は五月十日の本委員会において、「今回の一次補正の中に、この防災無線、市町村の防災行政無線に充てられる財源として、補助金として七十億円を計上しております。市町村には是非これを積極的に活用して、できるだけ早期に整備なり回復なりを図っていただきたいと願っております。」と答弁されております。この答弁から推測するに、約二百八十億円のうち七十億円が防災行政無線の復旧に充てられることになるのか、また、自治体ごとの交付限度額や、事業ごとの枠があるのかないのかについて、長官、お願いします。

政府参考人（久保信保君） 御指摘のよう

二百八十一億円、これは二つに分かれまして、一つは消防防災施設の災害復旧費補助金、そしてもう一つは消防防災設備のものでございまして、今御指摘ございました七十億円というのは、この二つの補助金を足した二百八十一億円の内数としてまたがって、私どもの調査では七十億円ほどがあるだろうというので内に計上しているというつもりでございます。

使い勝手がいいということのために、その対象となりますような事業、これは全体的話をまずさせていただきますと、広範なメニューを用意しております。消防庁舎とか自動車とか、あるいは防災行政無線だとか消防救急無線だとか、およそ消防防災関係の施設設備で災害復旧にこれは措置しなきゃいけないと考えているものにはこの予算が使えるというふうにしておりますし、また自治体でありますとか事業ごとに限度を設けるということもやっております。

吉川沙織君 今、防災行政無線や消防救急無線庁舎、それから車、いろんなものに使えるというお話がありました。関連して、防災行政無線の続きをお伺いします。

この補助金の対象となる防災行政無線の整備事業は、今長官御答弁いただきましたように、故障したものを復旧するための経費を措置するものにとどまらず、例えば四月十三日の災害特で、防災

行政無線の戸別受信機の重要性を指摘させていただいて、そのとき消防庁からは「非常に地域のニーズによっては有効な手段であるというふうにごえております。今回の復旧に当たりましては、こういった地域のニーズに応じた無線の整備ということも考えてまいりたいというふうにご思っております。最大限必要な支援を講じるように補正予算で検討してまいりたいというふうにご考えております。」との答弁がありました。

このときの答弁を踏まえれば、防災行政無線、壊れたものを新しく直すことに加えて、こういった貸与事業にも使えるのかどうか、お伺いします。

政府参考人（久保信保君） 一般的にはこうした投資的経費に使うようなものというのは新しいものを使うということになりますけれども、今回の災害復旧関連の補助金につきましては修繕に充てるということも可能にしておりますし、また、補正予算が成立をいたしました五月二日が当然施行ということになりますけれども、三月十一日に遡って適用をして、三月十一日以降に壊れたものを整備をしていくと、既に五月二日まで回復しているというものにも遡って充当できるというふうなものに今回の要綱ではいたしております。吉川沙織君 ですから、防災行政無線の戸別受信機の貸与事業にも使えるという解釈でよろしいですね。

政府参考人（久保信保君） それがどこかの会社からお借りをされたというものは駄目ですけれども、購入されたようなものであれば当然適用されます。

吉川沙織君 これは活用できる、そしてその範囲が今先ほどの答弁でもいろんな広範な事業で使えるとありましたが、このことが当該自治体の消防関係者に伝わっていないければ、なかなかこれを活用していただくことは被災地の状況を鑑みますと難しいと思います。このことについてはもう説明は終わっていますでしょうか。

政府参考人（久保信保君） 補助金の交付要綱につきましては、去る五月二日、予算成立と同時に、都道府県を通じて全ての地方公共団体に對して連絡済みとなっております。

吉川沙織君 また、総務省及び消防庁のウェブページを拝見いたしますと、これだけ広範な事業そして柔軟な運用ができるにもかかわらず、こういった内容を広く国民の皆様には、今答弁するスタンスを明らかにするために、今答弁いただいたような制度概要を掲載して情報公開するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。政府参考人（久保信保君） その方向で検討をしております。できるだけ早くホームページに載せたいと思っております。

吉川沙織君 是非早急に対応をお願いできれば

と思っておりますので、よろしくお願いいたします。先ほど大臣の御答弁の中で緊急消防援助隊について触れられた部分がありましたので、最後、このことについてお伺いしたいと思います。

今回の震災対応における緊急消防援助隊の活躍には多くの国民の皆さんが感謝し、敬意を表していることと思います。五月十二日時点で派遣人員数は約二万八千四百人であり、全消防職員のおよそ六人に一人が被災地に向かった計算になります。この緊急消防援助隊の献身的な消火・救助・救急活動により、多くの人命が救助されました。

緊急消防援助隊は、今年の四月一日現在で四千三百五十四部隊登録されており、国の計画では平成二十五年末までおおよそ四千五百部隊規模とすることを目標としています。この部隊数については近年登録が進んで目標数に随分近づいてきていますが、装備の面ではどうかというところを疑問に思いました。長期間の活動を想定する場合、各部隊の活動に必要な輸送や補給を行う後方支援部隊の重要性というものが非常に高まってまいります。後方支援用の装備等については通常の災害で使用しないことが多いものがあるため、整備が遅れがち側面があります。

緊急消防援助隊整備費補助金は、大規模災害において、消防庁長官の指示等に基づき出動する体制を確保するために、国として計画的に整備

するため不可欠な義務的経費でありませんが、大体使われている使われ先というのは、救助消防ヘリ、特殊消防ポンプ車、救助工作車が中心で、後方支援部隊用の支援車等にはなかなか補助金が振り向けられていないという現状があります。

今後想定される大規模震災に備える観点から、後方支援部隊用の支援車等の設備についてもっと推進すべきではないかと考えますが、いかがですか。

政府参考人（久保信保君） 緊急消防援助隊関係での私ども国として支援をするという方法には二つございまして、一つは二分の一、予算の範囲内ということではございますけれども、二分の一の結構高い補助率による義務的な補助という制度と、もう一つは無償貸付けを行うという制度と二つございまして、いずれにいたしましても、私ども、その必要な金額、補助金の金額というのを確保しようというふうに努力しております。

ただ、いろんな制約もございまして、思ったとおりになっていないというわけではございませんが、御指摘がございましたような形でメニューも増やしていつて、そして補助金の質、内容ともに充実させていきたいと考えております。

吉川沙織君 平成十八年度から消防庁のウェブページでチェックできる限り報道資料を見て、消防防災施設等整備費補助金の交付決定、何に振り

向けられているか拝見しますと、やはり今申し上げたようなヘリだとか自動車とかばかりで、支援車、後方部隊用、長期間の後方支援をするための支援車はなかなかやっぱり補助金が振り向けられていませんので、是非、長官、平成二十三年度はまだ発表されていないようですけれども、前向きに対応していただければと思います。

この今述べた事柄を実現するためには、緊急消防援助隊整備費補助金の充実が不可欠であります。野党時代から一貫して消防予算と体制の充実を求め続けてまいりました立場からちょっと差し上げにくい質問ですが、この補助金については、残念ながら事業仕分において議論の俎上とされてしまいました。

昨年十一月二十六日の事業仕分第三弾では、平成二十一年十一月の事業仕分第一弾で一〇%削減とされたことが守られていない、法改正してでも補助率を引き上げて目的を達成すべしなどといった意見が相次ぎ、政策目的や自治体財政の現状は脇に置かれ、一〇%削減すること自体が目的とされ、削減目標に達していないことが問題視をされてしまいました。その事業仕分第一弾で一〇%削減されたのも、私、個人的には財務省のミスリードがあったのではないかと思いますが、この第一弾の評価結果について、大臣、御見解をお願いいたします。

国務大臣（片山善博君） これは私、当時外にありましたので直接伺ったわけではありませんが、というか、正確に言いますと行政刷新会議の方におりましたので別の立場から見たいんですけれども、この消防をめぐる議論というのは、推測しますに、考え方の違いがやはりぶつかり合った面があると思います。

消防というのは、日常、住民の皆さんのために地域で消火をする、救急をするということですから、短期間で身近なところで仕事をすることとであります。緊急消防援助隊、まして国際消防援助隊になりますと、ある程度の期間を置いて地域外で活動をするということになります。消防のミッションというのは何だろうかという、やはりそのミッションの相克があったらと思うと思います。

その上で、消防というのは本来の古典的な、やはり地域に密着した業務に専念すべきではないかという議論の方がそのときは勝っていたのではないかと。しかし、今日、こうやって見ますと、消防の別の観点がやはりクロースアップされると、こういうことだろうと思います。

吉川沙織君 当時と今、大臣お立場違いますし、最近の委員会の質疑の答弁拝聴をしておりますと、本当に消防予算充実していかなければならないという姿勢、前面に出ているので、是

非、大臣、リーダーシップを取ってやっていただきたいと思えます。

消防予算につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、これまでも申し上げてきましたとおり、三位一体の改革を発端として削減され続けてまいりました。消防費の割合もいかに少額です。

これら消防予算については、災害や事案が発生してから補正予算で措置されることがこれまでもたくさんございました。二年前の北朝鮮の弾道ミサイルの発射事案のときも、Jアラート整備されていないから、結局どこでも使われることありませんでした。その後、麻生政権の最後で百億以上の予算が付いて整備が推進された。今回の東日本の大震災があつて補正でたくさんお金が付いた。

これから来るかもしれない災害に備えていまい、一義的には自治体がやるべき仕事ですけど、国が国民の命と財産、暮らしを守るためにやっていかなければならない消防行政の在り方を一度改めて真正面から向き合う必要を申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。